



鳥取市政三本の柱 信頼される市政 住民福祉の充実 近代的なまちづくり

「オシドリ」のヒナ：誕生」



▲保育器の中で、スクスクと育っています。

の中で人工ふ化した三羽のヒナと一緒に、元気よく育っています。

「尚徳大学」が始まる」

お年寄りの方に、生きがいのある生活を送ってもらおうと、中央公民館が四十八年から始めた「尚徳大学」を、今年は三百三十人の参加で五月に開設、十二月までに延六百時間の学習をしていきます。

れた「そ葉菜草科」実習では、農繁期のため参加者は少なかったものの、講師の中山博範さん（市農協営農指導員）の指導で、キャベツの取り入れに汗を流し、まだ慣れぬ手つきながら、肥料をまき、畑を耕し、キュウリの種まきをしました。このキュウリは今月中ごろ、取り入れ、老人ホーム・敬

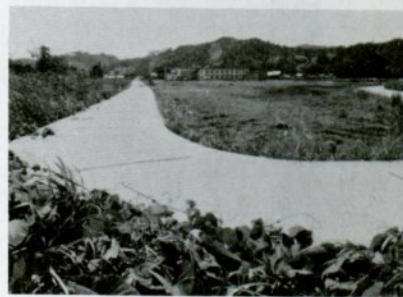
今年の正月、一市民により久松公園のお堀に放されたオシドリが、市職員の愛好者手づくりの巣箱で、五月初め三十個産卵。このうち、八羽のヒナが、先月十一日朝誕生しました。

しかし、四羽がへびに襲われ、二羽は、え付きが悪く死亡。結局、残ったのは三羽だけ。これでは大変と、今では動物公園の鳥舎の保育器（摂氏三十二度に保温）

学習に励んでいます。先月十五日、西今在家の神谷清掃工場の隣にある実習農園で行わ

す。かわいい姿が見られるのも、もうすぐ……。残りの卵は、まだ抱卵しているのもあり、また、人工ふ化場でふ化を待っているのもあり、ヒナ誕生が楽しみです。

「湖南の自然休養村」づくり」



▲サイクリングもできる「遊歩道」。今年、この遊歩道の内側・大樹荘ウラに「自然休養村管理センター」を建設。らに建設します。

湖山池の南岸、吉岡、大郷地区で、農業と観光をミックスした「湖南地区自然休養村」づくりを進めています。事業開始は四十八年度（計画は五十二年度まで）で、四年目の今年度は、この事業の中核ともいえる「自然休養村管理センター」を老人休養ホーム・大樹荘のう



業の中核ともいえる「自然休養村管理センター」を老人休養ホーム・大樹荘のう

わたくしたちはだれにも親切にしましょう
わたくしたちは正しく時間を守りましょう
わたくしたちはまちに緑を育てましょう
わたくしたちは公共物を大切にしましょう
わたくしたちは清潔な環境を作りましょう

鳥取市民憲章

▼吉方温泉3丁目にある「県立中央病院跡」。何に利用するか ― が、市民の大きな関心事になっています。



中央病院跡地利用研究会 が発足

9月中に結論

昨年五月、県立中央病院が吉方温泉三丁目から江津へ移転しましたが、その跡地を何に利用するか、市民の大きな関心事となっています。

この跡地の敷地面積は病院本館が八千九百平方メートル、附属看護婦宿舎が二千九百四十平方メートル。建物延面積は鉄筋コンクリート三階建病院本館、同二階建附属看護婦宿舎など併せて一万八千平方メートルと広大なものです。

中央病院跡地利用について各種団体から提出された請願・陳情を市議会では、昨年十二月に鳥取県立中央病院跡地調査特別委員会(岩城正美委員長)を設けて検討し、①広く市民の福祉向上のため「市民いこいの広場」としての性格を含めて総合利用計画をたてること②地域住民の切なる要望もあり、早急に具体策を検討し、早期完工できるように努力すること―の二点を中心とした報告書を取りまとめています。

が 発 足

そして、市では「県立中央病院跡地利用の基本的なあり方を検討し、これの有効的活用をはかるう」と、五月に「鳥取県立中央病院跡地利用研究会」を設置。市議会代表者四人、学識経験者十二人の委員と市職員六人の幹事により、中央病院跡地の環境整備や住民の福祉施設などに利用するための方策について調査研究を行うことになりました。

第一回の研究会は先月八日に開かれ、病院の跡地を現地視察した後、意見交換が行われ、①泉源を活用し多数の市民が利用できる施設とする②子供本位の施設とする③児童・婦人・老人施設、図書館など文化施設を併設し、管理を一

本化して維持費の節減が図れる総合施設とする④医師・薬事関係団体、休日夜間診療所、ガンセンター等の施設とする⑤国、県の補助制度を十分生かして市財源の效果的充當を図ること―などの意見が出されました。

この後、数回の研究会を開き、九月中に調査研究報告をまとめることにしていますが、ある程度、準備期間も必要であり、本格的な事業開始は五十三年度になりそうです。

委員、幹事は次の通りです。◎が会長、○が副会長。(敬称略)

【委員】◎浜野二郎(市自治連合会会長) ○岩城正美(市議会議員) 太田吾郎(同) 岡本善徳(同) 西川徳弥(同) 今村時男(市中学校PTA連合会会長) 浦島亨暢(市観光協会副会長) 児島恒吉(市政懇話会会長代理) 小谷名香(市婦人団体協議会会長) 鈴木敬直(鳥取商工会議所専務理事) 竹本三雪(市連合婦人会会長) 谷口武吉(市商店街連合会会長) 富山浩之(県東部地区総評議会議長) 本田博(鳥取青年会議所理事長) 宮城安男(市政懇話会福祉部会長) 村上善市(市社会福祉協議会会長)

【幹事】濱本應(教育長) 安藤道夫(総務部長) 西尾俊明(福祉部長) 沢田清春(商工農林部長) 山根康雄(建設部長) 田中敏夫(下水道部長)

市政雑感 53

金田裕夫

なつかしいふるさと

偉大な自然

「ふるさと」といえば、郷土天才作曲家岡野貞一氏の名曲「ふるさと」追いかの山 小ぶな釣りしかの川を想う。ふるさとは遠きにありておもうもの。室生犀生氏の名句である。日本人ほど「ふるさと」を懐かしむ国民はない。なぜだろうか。わが国ほど変化に富んだ美しい自然をもつ国はなからう。山あり、川あり、谷あり、湖あり等々である。幼いとき、この美しい自然とともに生きて来た。郷土を離れていると一層懐かしい。盆、正月のあのおびただしい帰省客、決して楽な旅行ではないが、郷土を懐かしむからだ。忘れられない自然と、それに結びついた住民の生活、これが郷土であり、風土といわれるものである。文化はこの風土から生まれる。住民の生活の歴史のないところに文化は育たない。最近、開発による自然破壊が叫ばれるが、私は、かつて人間にとっていい自然とわるい自然がある。いい自然は保護し、悪い自然には人工を加えなくてはならぬといったが、神の造形による自然、莫大な生物を何万年と育んだ自然、時には怒り狂い多くの人命を奪

う自然、人間は自然を征服するが、時には虫けらの如き弱い存在でもあろう。人間の力には弱さがあり限界がある。現代の文明が生んだ最高の技術でも過ちをおかす。災害が必ず起きる。治山治水の施策も自然の脅威には勝てない場合もある。

人間の生み出した文明も、まだまだ究められなくてはならぬし、今後も発展が続くであろう。その際、開発にあたって自然の摂理を冒してはならぬ。自然はバランスのとれた安定した姿である。バランスを失うと災害が起きる。人間に必要な開発は恐れてはならぬが、開発はとかくバランスを崩しがちである。その配慮が是非必要である。最近、我々の生活の周辺が整備され、土が漸次アスファルトに履かれる。雨が地中に入らない。下水で海に出る。一方、地下水の使用はうなぎ登りに増えている。バランスが崩れている。これでいいのか。開発による災害はこうして起きる。い

(市長)

完成が待ちどおしかった真教寺公園が「ミニ動物園」として、先月十二日午後二時、オープン。募集していた公園のニックネームも、谷口定彦さん(国府町宮ノ下、尹)

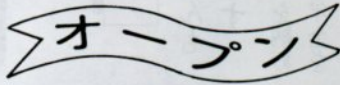


ちびっ子も一緒に、テープカット。

応募の『動物公園』に決まり、北と南の二か所の入口にある園名盤に彫りこまれています。

南中学校生徒らのバンド演奏の中、金田市長、谷口武吉鳥取市商店街連合会長、遷喬・久松・日進小学校児童代表らによって、花火打上げと同時に入園テープカット。待ち

動物公園



かまえていたちびっ子ら約千人が、どっと入園、この公園のシンボル。



▲もぐらの山、— 大人気ノ



噴水塔をグルリ。

市長が「市民のみなさんに、こんなに大勢来ていただき、大変うれしい。市民みんなの憩いの場所としていただき、動物たには風船が……」



▶二連向合ランコでは、楽しい笑顔が……。

ちをかわいがつてくたさい」とあいさつ。次いで、姉妹都市の姫路市から贈られたインド産のクジャク六羽の目録を、下村清春姫路市立動物園長が市長に贈呈。そして、市長の手により、噴水運転開始のスイッチオンが行われると、まわりのちびっ子らから「ワッッ」と大歓声。

もぐらの山、砂場で大はしゃぎし、早速泥だらけのちびっ子も……。人気のサルやクジャク、ウサギ等の動物舎の前には大勢のちびっ子が……。特に、赤ちゃ



マイカー通勤自粛運動

んウサギには「かわいいなア」を連発していました。この日は「土曜夜市」の初日とあって、夜になっても多くの市民が訪れ、みかん色と青色の照明の入った噴水塔に、「なんちゅう、きれいだア」の声。無料のコールコーヒーを味わいながら、エレキバンド演奏を楽しんでいる人も多

く、遅くまでにぎわっていました。翌日の日曜日には、岩美町浦富から来たという子供会の親子連れグループ、パパと一緒にちびっ子が訪れ、朝早くから大勢の人出でした。

みなさんも、お出かけになりませんか……。

四月から進めている「マイカー通勤自粛運動」が三か月目に入った先月一日から三十日までを「マイカー通勤自粛推進月間」として、さらに、この運動を市民一人ひとりに理解を深めてもらい、将来に向かつてより良い交通環境をつくらう、と各種行事や運動を展開しました。

この他、この月間中には、毎朝、出勤前の時刻にテレビでマイカー通勤の自粛を呼びかけたのはじめ、五十人以上

●6月5日に「ノーカーデー」実施

「ノーカーデー」とし、前日の四日には、金田市長を本部長とする市交通対策本部の委員と市の部課長、鳥取警察署署員の協力を得て、国道53号線・叶水源地前、国道9号線・安長地点など三か所で、マイカー通勤者にちらしを配り、ノーカーデーの協力を呼びかけました。この「ノーカーデー」当日は、あいまいカー通勤者に、金田市長ら市交通対策本部委員が「ノーカーデー」協力を呼びかけ。

上の従業者のいる市内各事業所に担当職員が訪問し、マイカー通勤自粛の協力を要請。また、市内各事業所のご協力を得て、「マイカー通勤者の意識及び実態調査」も実施してはいますが、この結果については八月号で紹介いたします。

この「マイカー通勤自粛運動」推進のため、市民みなさんのご協力をお願いします。



国民年金

現在は、「国民皆年金」の時代です。厚生年金保険、地方公務員共済組合制度など、何らかの年金制度に加入している人は、その制度から年金が受けられますが、いずれの年金制度にも加入していない人は、「国民年金制度」に加入することが、残された最後の年金受給への道です。従って、未加入のま

まにしておくことは、将来どの制度から年金を受けることができないうことになり、せつかくの権利を逃してしまふことになりまふ。また、加入していても保険料を納めずに放つておいたため、年金を受けるための最低納付必要期間を満たせず、年金を受けることができなくなつたり、保険料の免除

を受けていて、保険料を納められるようになったが、追納制度のあることを知らず、みすみす正規の年金を受けとることができなかつたりしては、大変です。そこで、今回は国民年金制度のうち「**拠出年金**」について、その要点をお知らせします。

特集 ゆとりある老後を

20歳から加入

保険料は **1400** 円 (月額)

つていますが、この制度の中心はあくまでも拠出年金です。

この拠出年金には、次の通り、必ず加入しなければならぬ場合（強制加入）と自分の希望により加入できる場合（任意加入）の二通りに分かれていています。

【強制加入者】 必ず加入しなければならない人 二十歳から五十九歳までの人で、次のどれにも該当しない人です。

① 厚生年金保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済組合・公共企業体職員等共済組合・農林漁業団体職員共済組合の七つの年金制度のいずれかに加入している人とその妻

国民年金制度は、保険料を納めないで全額国の負担により年金を受ける「福祉年金」（昭和三十四年十一月から支給開始）と、加入者が保険料を納め、それをもとにして年金を受けるといふ「拠出年金」（三十六年四月から保険料の納付開始）の二つの系統から成り立

加入する人は： サラリーマンの奥さんも 加入できます

② 国の年金制度から年金や恩給を受けている人とその妻

**保険料は納期内に
未納は
ソンになります**

国民年金に加入すると、満六十歳まで保険料を納めなければなりません。この保険料は定額で、一人毎月千四百円（来年四月からは二千二百円に引き上げられる予定）ですが、この他に、「附加保険料」（一人毎月四百円）というのがあります。納めた月数に応じて将来それだけ高い年金が受けられるもので、保険料を多く納めても、もつと高い年金を、という人のために四十五年に設けられたものです。保険料の免除者以外の人はだれでも希望して附加保険料を納めることができます。

保険料の納期		別表I
納期	納期	納期限
1 1・2・3月分	3月末日	3月末日
2 4・5・6月分	6月末日	6月末日
3 7・8・9月分	9月末日	9月末日
4 10・11・12月分	12月末日	12月末日

保険料は別表Iの納期限までに納めなければなりません。もし、この納期限までに納めていないと、事故にあつた場合などに、年金がもらえないことがあります。保険料は納めないで二年たつと時効になつて納めたくても納められなくなりまふので、六十歳までに老齢年金を受けるために必要期間Ⅱ別表Ⅱの保険料を納めることができず、年金が受けられないことになりまふ。

保険料の免除

免除は必ずしも
トクにはなりません

保険料を納めたくても、生活が苦しいため納められない人は、保険料の免除が受けられます。

しかし免除を受けた場合、免除を受けた期間の年金は普通納めた場合の年金額の三分の一（国が負担する部分）しか受けられまふので、免除を受けることは、必ずしも得策ではなく、納めるにこしたことはありません。

なお、保険料の免除を受けた人が、その後生活に余裕ができたときは、十年前までさかのぼつて、免除された期間の保険料を納めることができる。『保険料追納制度』があります。

有効に利用されている 保険料の積立金

みなさんが納めた保険料と、その半分に相当する国からの負担は将来の年金給付のために国が積み立てており、その積立金の一部は住宅、病院、市民会館、保育所、老人ホームなどの公共福祉施設の建設費として市町村等に貸し出され、有効に利用されています。

受けられる年金は

老齢年金は 満65歳から

国民年金には、次の九種類の年金の給付があります。

● **老齢年金** 満六十歳になるまでの期間内に、保険料を納めた期間が二十五年以上（任意加入の人は何年でもよい）あれば、六十五歳から「老齢年金」を受けられます。また、保険料の納付が免除されている人の場合は、免除を受けた期間と保険料を納めた期間の合計が二十五年以上あれば受けられます。

● **障害年金** 病気やケガなどに よつて、障害者となつたときに受ける年金で、最近の一年以上の保険料を納めていることを条件に支給されます。

● **母子年金** 国民年金に加入し ている妻が、一家の働き手である夫に死なれ、十八歳未満（心身に障害のある場合は二十歳未満）の子供を育てなければならなくなつたときに受ける年金で、最近の一年以上の保険料を納めていることを条件に支給されます。

● **通算老齢年金** わが国には、国民年金を含めて八つの年金制度があり、農業をしてきた人が勤めに出たり、勤めていた人が農業をしたりすると、

色々な年金制度に出たり、入つたりすることになります。

その場合、一つの年金制度だけをとつてみると、老齢年金の受給資格が満たせないということも出てきますが、これらの各年金制度の期間をつなぎ合わせて、一定の条件に合えば、年をとつたとき、それぞれの制度から年金が受取れるようにしようというのが、通算年金制度です。

● **遺児年金** 国民年金に加入している両親と死別した十八歳未満（心身に障害がある場合は二十歳未満）の子供が受ける年金で、その死別した父か母が最近の一年間の保険料を納めていることを条件に支給されます。

● **寡婦年金** 老齢年金を受けられる夫が、年金を受けずに死亡したときに、その妻に對して六十歳から六十五歳までの

八歳未満の孫や弟妹を養っている祖母、姉に支給される年金で、最近の一年以上の保険料を納めていることが条件になります。

● **死亡一時金** 保険料を三年以上納めた人が、一度も年金を受けずに死したとき、その遺族に一時金として支給されます。

● **特例による老齢年金** 大正五年四月一日以前に生まれた人で、保険料を納めた期間が一年以上あり、これと保険料を免除された期間を合算した期間が、別表Ⅲの四年から七年以上あるときは、特例による老齢年金が、六十五歳から支給されます。

● **特例老齢年金** 別表Ⅲの期間に、この老齢年金に加入し ている妻が、一家の働き手である夫に死なれ、十八歳未満（心身に障害のある場合は二十歳未満）の子供を育てなければならなくなつたときに受ける年金で、最近の一年以上の保険料を納めていることを条件に支給されます。

種 類	現 行	改正案	
老 齢 年 金	一般 (40年)	45,280円	52,000円
	一般 (25年)	28,300	32,500
	一般(25年) 附加 (25年)	33,300	37,500
	10年年金	17,688	20,500
障 害 年 金	一 級	35,375	41,250
	二 級	28,300	33,000
母 子 年 金	子1人	28,300	33,000
	子2人	29,100	35,000

※通算老齢年金・寡婦年金・死亡一時金・特例老齢年金は省略。

国民年金は、社会保険の方式によつていま 前から、給付の財源は 加入者が納める保険料 によるのが原則ですが、 国はこの制度の対象と なつていてる老人、障害 者、母子世帯などの生 活安定のため高い年金を支給する ため、加入者が納めた月千四百円 の定額保険料に加えて、国がその 半分の七百円を上積み、合計二千 百円を積み立てますので、高い保 険料で有利な年金が受けられる仕 組みになつています。 これに加えて、年金制度に色々

と改善が行われており、四十八年 から年金の価値を物価上昇等から 守るため、「物価スライド制」が とられており、年金の実質価値を 維持することになっていきます。 また、所得の変動にマッチする ように、今後も数年に一度ずつ、 年金額の改定が行われます。

年金の請求を

60歳からでも 受けとれます

年金を受けるには、その権利を もつ人が自分で請求しなければな りません。せっかく権利ができて も、受ける人から請求がないと、 年金は支給されず、それも、五年 を過ぎると時効にかかつて、いつ さい年金は受けられなくなります ので、ご注意ください。

老齢年金の支給開始は満六十五 歳ですが、六十五歳を待たずに早 く受けたいと希望される人は、六 十歳以上であれば、いつからでも

生 年 月 日	期 間
大正5年4月1日以前	10年
大正5年4月2日～大正6年4月1日	11年
大正6年4月2日～大正7年4月1日	12年
大正7年4月2日～大正8年4月1日	13年
大正8年4月2日～大正9年4月1日	14年
大正9年4月2日～大正10年4月1日	15年
大正10年4月2日～大正11年4月1日	16年
大正11年4月2日～大正12年4月1日	17年
大正12年4月2日～大正13年4月1日	18年
大正13年4月2日～大正14年4月1日	19年
大正14年4月2日～大正15年4月1日	20年
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

生 年 月 日	期 間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月1日～大正2年4月1日	5年
大正2年4月2日～大正3年4月1日	6年
大正3年4月2日～大正5年4月1日	7年

有利な 国民年金

国民年金は、社会保 険の方式によつていま 前から、給付の財源は 加入者が納める保険料 によるのが原則ですが、 国はこの制度の対象と なつていてる老人、障害 者、母子世帯などの生

活安定のため高い年金を支給する ため、加入者が納めた月千四百円 の定額保険料に加えて、国がその 半分の七百円を上積み、合計二千 百円を積み立てますので、高い保 険料で有利な年金が受けられる仕 組みになつています。 これに加えて、年金制度に色々

と改善が行われており、四十八年 から年金の価値を物価上昇等から 守るため、「物価スライド制」が とられており、年金の実質価値を 維持することになっていきます。 また、所得の変動にマッチする ように、今後も数年に一度ずつ、 年金額の改定が行われます。

年金を受けるには、その権利を もつ人が自分で請求しなければな りません。せっかく権利ができて も、受ける人から請求がないと、 年金は支給されず、それも、五年 を過ぎると時効にかかつて、いつ さい年金は受けられなくなります ので、ご注意ください。

老齢年金の支給開始は満六十五 歳ですが、六十五歳を待たずに早 く受けたいと希望される人は、六 十歳以上であれば、いつからでも

☆国民年金のお問い合わせは、保 険年金課年金係（市役所内線3 10・311）か社会保険事務所 （22-8311）へどうぞ。

同和問題

シリーズ

市では「とっとり市報」で過去三十九回にわたり、部落の歴史や差別体験などを連載してきましたが、今年の部落解放月間（七月十日～八月九日）を機に、内容や方法を変えて、部落問題を連載し、市民のみなさんに、より一層のご理解をいただくことにしました。

◇◇◇

同和問題は人類普遍の原理である「人間の自由と平等」に関する問題です。この問題の早急な解決は国や地方公共団体の責務であり、同時に、国民的課題であることは「同和対策審議会答申」や「同和対策事業特別措置法」でも明らかにされています。

部落差別をなくするためには、第一に、同和地区の生活環境や日常の経済、社会活動などの向上をはかること（実態的差別の解消）。第二には、同和地区の人々に対する予断と偏見による差別を取り除くこと（心理的差別の解消）です。

そのためには、児童、生徒を対象とする学校教育と一般の人々を対象とする社会教育（家庭教育）を徹底しなければなりません。本市としても、この趣旨に沿って、同和対策事業を市政の重要課題の一つとして位置づけ、同和対策課（対策事業）や同和教育室を設けるなど、積極的に事業を進めています。

学校教育では、憲法、教育基本法、同和審答申にのっとり、基本的人権尊重の教育を実施することによって、部落差別の解消をめざして、小学校低学年から全教科全領域を通して、カリキュラムを作成し実践しています。

一般の人々に対する同和教育では、この問題を十分ご理解いただくため、研修会、講演会、映画会等の開催、「同和教育シリーズ」や「同和だより」などの配布、市報による啓もう活動を続ける一方、公民館活動での各種学級、講座に同和教育を積極的に取り入れ、徹底をはかっています。

なお、同和地区に対しては、社会教育活動の場としての集会所や地区会館など教育諸条件の整備、団体育成事業、集会所指導事業等を通して、教育文化、教養、生活態度などの向上に努め、教育の推

進をはかっています。

また、市民総ぐるみで問題の解決をはかるため、各小学校区単位に同和教育推進協議会が結成されており、それぞれ地域の実情に応じて、部落の座談会、対話集会、映画会など、部落問題の正しい理解と認識をもっていただくよう、きめ細かな推進に努めています。

また、PTA、婦人団体、老人クラブ等を対象として研修会など

8月1日から

市民体育祭

市民のみなさんに、体位の向上と体力の増進をはかってもらおうと、今年も八月一日から「市民体育祭（第19回）」を開きます。

「市民体育祭」は市民みんなの体育祭です。ご近所、誘い合って参加してみませんか……。

競技種目は昨年どおり十五種目と変わっており、各競技種目とも小学校区対抗（美和小学校区は美穂、大和地区に分ける）ですが、全種目を次のA・Bグループに分けて競技を行います。

を開催している地域もあり、市街地では町内会長、その他各種団体を中心に研修会の開催や公民館報、啓もう資料の各戸配布などが行われています。

このように、学校教育、社会教育の相互調和の中で、同和教育を推進し、部落差別の解消に努めており、一日も早く、差別のない明るい鳥取市を実現したいものです。

優勝校には優勝旗を贈ります。昨年のベスト8は次の通り。

①面影②稲葉山③賀露④富桑⑤浜坂⑥湖南⑦美穂⑧明徳

お問い合わせは、市教育委員会体育課（市役所内線465）へ。

市民体育祭日程

☆開会式 9月5日(日)午前9時・市民体育館で
 ☆閉会式 10月10日(祝)競技終了後・サブグラウンドで
 =雨天・10月11日(月)=

種目	会場	期日	
		月日	競技開始
① 水泳	市民プール	8月1日(日)	9時
② 男子バレーボール	市民体育館南中	9月5日(日)	10時
③ 男子バレーボール	市民体育館南中		
④ 女子バレーボール	市民体育館南中		
⑤ 軟式庭球	井原コート		
⑥ 相撲	市民相撲場		
⑦ 柔道	県営武道館	9月5日(日)	10時30分
⑧ 剣道			
⑨ 軟式野球	市民スポーツ場	9月12日(日)	9時
⑩ ソフトボール	市民体育館	9月26日(日)	
⑪ バスケットボール	市民体育館	10月2日(土)	13時30分
⑫ 軟式卓球	市民体育館		
⑬ パドミントン	サブグラウンド	10月10日(祝)	9時
⑭ 市内駅伝			
⑮ 陸上	サブグラウンド	10月10日(祝)	9時
⑯ マスゲーム	サブグラウンド	雨天のときは10月11日	
射撃	吉岡射撃場	9月5日(日)	

※「マスゲーム」「射撃」はオープン参加。

7月10日～8月9日

部落解放月間

☆グループ区分 ☆Aグループ
 稲葉山、城北、湖山、美保、醇風、修立、久松、賀露、明徳、遷喬、日進、富桑、面影、世紀の十
 四校区 ☆Bグループ 浜坂、大正、湖南、津ノ井、末恒、倉田、明治、

完成している・千代川沿い・鳥取大橋一源太橋(8キロ)

前日の雨もきれいに上がった先月十一日、千代川沿いに続く、因幡自転車道(砂丘子供の国―河原町・霊石山自然公園)のうち完成している鳥取大橋―源太橋間(約八キロ)を試走。参加者全員、自然の中での快適なサイクリングを楽しみました。

因幡自転車道



この試走会、せっかくだから来た自転車道を利用しない手はないと、小学校PTAのママさんに呼びかけ、実現したものです。参加したのには、城北・遷喬・稲葉山各小学校PTAの山名恵美さん(商栄町・三七)田口紀美子さん(田園町一丁目・三五)外池美代子さん(元魚町四丁目・三五)古河譽子さん(本町三丁目・三三)出谷百合子さん(卯垣・三西)森原瑞代さん(立川町三丁目・三三)の六人。

この他、県サイクリング協会(武

田貞雄会長)と県自転車軽自動車協同組合鳥取支部(岡田善夫支部長)の役員五人も参加。試走会後の座談会では、「自然に親しめ、安全に走れるのがいいですね。新しい楽しみが出来ましたヨ。子供会、婦人会などグループで走るのいいですね」と礼賛派が多数。しかし、「橋の入口、出口の真ん中に鉄柱が立ててあり、カーブも急で危険ですよ」とク

道路がもつとほしいですね。気軽に利用できるように……」と要望も出されました。この自転車道、県下で初めて取り組まれた大規模自転車道整備事業(事業主体は県)で、計画延長は二〇・五キロ。このうち、三・五キロは国が河川整備事業として整備。今年度は国、県で併せて一・三キロの整備を予定。全コース完成は、五十五年の春の予定で、「目的地がないので、おもしろくないですね」の声にこたえられるのは、まだまだ先のようです。

でも、完成している七・七キロ(幅員三メートル)の自転車道沿いには、所々、ソフトボールもできそうな広場(雨の翌日はムリ)もあり、約三十分ほどのコースですが、坂あり、カーブあり、そして情緒ある橋ありで、なかなか快適なサイクリング・ロードになっています。(この道路は、自転車・歩行者専用です。自動車を乗り入れられないください)一度、汗を流してみても……。

お早うサイクリング

お早うサイクリング協議会主催(後援・市、市教育委員会、サイクリング相談)の店、県サイクリング協会)で、今年もお早うサイクリングが次の日程で行われます。「走ること」「乗ることを楽しみながら、体力づくりをしてみませんか。会場では、ゲームなども企画



校庭を夜間開放

午後5時～9時



- ▼ 醇風・遷喬
- 富桑・稲葉山
- 賀露・面影・
- 日進小学校

夏の夜を健康づくり・体力づくりの時にしてもらおうと、校庭の市民開放のため、市教育委員会で進めている小学校校庭の夜間照明施設の整備は、今年度整備の日進小学校で七校になります。

お気軽にご利用ください。
 ＊校庭開放小学校―醇風・遷喬、富桑、稲葉山、賀露、面影、日進
 ＊校庭開放時間―午後5時～9時
 ＊校庭開放期間―10月末まで
 なお、校庭の使用にあたっては次のことにご注意ください。
 ①施設を独占して使用しないでください
 ②喫煙時には、後始末を完全にしてください
 ③施設、設備等を破損した場合は、速やかに学校長に連絡してください
 ④使用後は、使用した個所の清掃を必ずしてください。

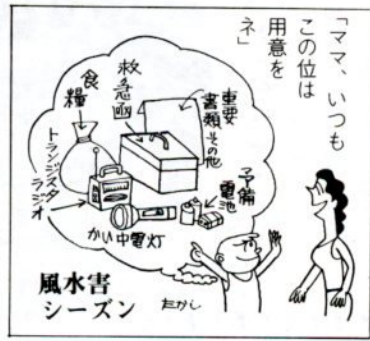
しており、参加者には参加賞が出ます。また、精励賞、皆勤賞も用意しています。参加ご希望の人は、直接集合場所へ。お問い合わせは、最寄りの自転車店へどうぞ。(雨天中止)
 ＊集合 市役所前・午前6時
 ＊出発 午前6時15分(8時ごろまで)
 ＊日程 ▽7月4日 子供の国▽7月11日 倉田神社▽7月18日 青島公園▽7月25日 十六本松▽8月1日 鳥取空港▽8月8日 千代川・市民スポーツ広場▽8月15日 池田墓地▽8月22日 百谷ダム▽8月29日 樗谿神社▽9月15日 梨狩り▽10月10日 市民サイクリング

風水害 シーズン

備えは十分ですか

例年、梅雨期に入ると全国的に多量の降雨があり、局地的な集中豪雨に見舞われ、このため全国各地で洪水やガケ崩れ等の災害が発生しています。

このような災害をできるだけ最小限に防止するため、市では



どこで災害にあっても十分に対処できるように心がけておくことが大切です。

【平素の心がけと準備】

①ラジオ、テレビなどで気象情報や防災上の注意事項をよく聞く
②住居付近の地形からみて、どのような災害が起こるかよく知り、災害が起こった場合の安全な避難場所と避難経路を確認しておく
③停電に備えて懐中電灯、トランジスタラ

水道局 水

資源も有限です

たいせつに……



水は、たいせつな資源です。私たちの生活は、水に明け、水に暮れるといつてよいでしょう。

この毎日使っている水は、決して単なる「自然のめぐみ」ではありません。水はつくられるもので無限りあるものではありません。水は限りあるものではありません。水は限りあるかけがえのないたいせつな資源で、「私たちの財産」です。

このたいせつな水も、みなさんのちよつとしたくふうで、ずいぶん節約できます。みなさんが水道を使用される場合、例えば、ひげそり、洗顔、食器洗い、洗たく、庭のまき水など必要以上に水を流してはいないでしょうか……。

「水のムダ使い」をやめるようにこころがけましょう。

とっとり市報291号

昭和51年7月1日

鳥取市総務部市政室編集発行

(鳥取市尚徳町一六) 二二一八一一

印刷・日ノ丸印刷株式会社

カーニバルとっとり

8月14日・若者のまつり!

青年の若々しいエネルギーとフレッシュユな感覚を結集して、第二回カーニバルとっとり(青年有志の実行委員会主催)が8月14日(土)に千代河原スポーツ広場で開かれます。

10日	岩崎宏美ショー (有料)	4日	同和問題講演会 (無料)
11日	池坊巡回講習 (関係者)	5日	鳥取県母子福祉研究会 (関係者)
17日	阿部靖・西川妙子ジョイン (有料)	6日	ドキュメント・イン・つま恋(映画会) (有料)
18日	第23回市青年大会 (無料)	7日	青少年芸術劇場 (無料)
20日	NHK交響楽団鳥取公演 (有料)	8日	映画会「橋のない川」1・2部 (有料)
22日	レインボー・ジャズ・オーケストラ演奏会 (有料)	10日	ぬいぐるみ人形劇「呂呂の大冒険」 (有料)
24日	野口五郎全国縦断リサイタル (有料)	10日	第3回音楽大学生による Summer Concert (有料)
25日	夏休み子供映画会 (有料)		

7月10日(土) 市民と市長のつどい

市民と市長のつどい

＊テーマ「千代水平野の開発構想」について

米と き

7月10日(土)午後1時30分～4時

米と き

鳥取卸センター

安長・商業団地内

お気軽にご参加ください。

血液型などを記入したもので、水にぬれても文字が消えないもの)

【大雨が降り続いたり、ラジオ、テレビなどにより集中豪雨などの情報があった場合】

①河川の近くに住んでいる人は、川の水かさに注意する

②大雨が続くと、ガケ崩れの危険があるので、ガケの近くの人は注意する

③飲料水と二食程の食料を準備する

④浸水のおそれのある地域は、家財道具を台の上や二階へ移す

⑤ロープや帯を用意する(子供を背負ったり、浸水地帯を避難するときのため)

市民会館 今月のおもな催し

2日 民音例会・しばたはつみ演奏会 (有料)

3日 鳥取演劇集団第23回定期公演「父」 (有料)

4日 金剛山歌劇団公演 (有料)

5日 同和教育講演会 (無料)

7日 市戦没者慰霊法要(関係者)

9日 浪曲・漫才・歌謡ショー (有料)

10日 岩崎宏美ショー (有料)

11日 池坊巡回講習 (関係者)

17日 阿部靖・西川妙子ジョイン (有料)

27日 太田裕美コンサート (有料)

29日 第567回西日本宝くじ抽せん会 (無料)

30日 第14回サマープラスコンサート (有料)

おやこ劇場例会・舞台劇「つちぐも」(会員制)

4日 同志社グリークラブ演奏会 (有料)

4日 同和問題講演会 (無料)

5日 鳥取県母子福祉研究会 (関係者)

6日 ドキュメント・イン・つま恋(映画会) (有料)

7日 青少年芸術劇場 (無料)

8日 映画会「橋のない川」1・2部 (有料)

10日 ぬいぐるみ人形劇「呂呂の大冒険」 (有料)

10日 第3回音楽大学生による Summer Concert (有料)

26日 鳥取演劇鑑賞会7月例会・劇団文化座「三人の花嫁」(会員制)

市職員が訪問します

●家屋一斉再評価に

ご協力ください

★健康(1)

※レントゲン間接撮影



15歳以上の市民を対象にレントゲン間接撮影を行いますので、近くの会場で受けてください。

妊娠中の婦人は受けないでください。なお小・中学校や勤務先で受ける人は除きます。

料金は無料です。

Table with columns: 月日, 場所, 時間. Lists various locations and times for X-ray screening from July 20 to July 30.

※乳児検診

生後6か月の乳児を対象に乳児検診を行います。

この期間は赤ちゃんの心身の発育、栄養の転換などに大切なときですので、対象児のある家庭は必ず受けさせていただきます。



▷受ける人=昭和51年1月生まれの乳児
▷ところ=福祉文化会館(西町2丁目)
▷とき=午後1時～3時 ▷料金=無料
母子手帳を持ってきてください。

Table with columns: 検診日, 校 区. Lists screening dates and districts for July 20 and 21.

家庭の日

毎月第3日曜日 今月は18日

Table with columns: 月日, 場 所, 時 間. Lists various locations and times for health checkups from July 23 to July 30.

★8月1日以降の実施分は「8月号」に掲載します。

※「乳児検診」・「予防接種」などで、福祉文化会館へおいでの場合 自家用車はご遠慮ください。

※三歳児健康診査

次の日程で3歳の幼児を対象に総合的な健康診査を行います。

対象児のある家庭へは健康審査通知をしていますが、万一、通知が届かない場合でも、おいでください。

▷受ける人=昭和48年1月生まれの幼児
▷ところ=福祉文化会館(西町2丁目)
▷とき=午後1時～2時30分
▷料金=無料
母子手帳を持ってきてください。

お問い合わせは鳥取保健所へ(☎22-5161)

Table with columns: 健康診査日, 校 区. Lists health checkup dates and districts for July 27 and 28.

★昭和47年8月～12月生まれの幼児で未受診の人も、受診されても結構です。

7月は 国定資産税(オ2期) 国保料(オ1期) の納付月です

※ツベルクリンとBCG接種

生後3か月から4歳未満の乳幼児を対象に定期結核検診を行います。この検診は4歳をすぎると小学校1年生になるまで受けることができませんので、対象年齢のお子さんがある家庭は、忘れずに受けさせてください。



受ける人 ▷ツベルクリン注射=生後3か月から4歳未満の乳幼児で、まだ1回も受けていない子▷ツベルクリン反応検査=ツベルクリン注射を受けた48時間後の子▷BCG=ツベルクリン反応が陰性の子

時間 午後1時30分～3時

料金 無料

受けてはいけない子 熱のある子、心臓、肝臓、腎臓などの病気にかかっている子、病後で衰弱している子、栄養障害のひどい子、アレルギー体質、けいれん体質の子、そのほか医師が接種を不適当と認めた子

その他 小・中学校の児童生徒は、それぞれの学校で実施します。

Table with columns: 校 区, 実施場所, 注 射, 検査BCG. Lists vaccination dates and locations for various districts from July 4 to July 29.

★このツベルクリンとBCG接種は、8月3日で終了です。まだ受けていない人は、この機会に近くの会場で受けてください。

★健康(2)

※日本脳炎予防接種

5月から行っている日本脳炎予防接種は、今月で終了です。

接種対象・料金・接種回数・時間・受けてはいけない人については「6月号・お知らせ版」をご覧ください。

区域	接種場所	接種日	
		第1回	第2回
面影	面影地区公民館	6月に 実施済	(木) 7月1日
醇風	醇風小学校		(月) 7月5日
遷喬	福祉文化会館		(火) 7月6日
美保	美保地区公民館		(水) 7月7日
全補	福祉文化会館		
足	生協病院		

※ガン検診

次の日程で胃ガン検診を行います。希望者は厚生課(☎303)に申し込んでください。(料金無料)

▷受付時間=午前8時30分～10時30分



区域	検診日	検診場所
明治	7月2日(金)	明治小学校
末恒	7月26日(月)	末恒地区公民館
面影	7月31日(土)	面影地区公民館
吉岡	8月9日(月)	市農協吉岡支所
大郷	8月10日(火)	市農協大郷支所
豊美	8月11日(水)	野坂入口

子宮ガンの受診申し込みはいつでも厚生課で受け付けており、市内の指定医療機関で受診していただくことになります。(料金無料)

子供を

水の事故から守ろう

★催しもの

- ◆福祉文化会館(☎24-6766)▷7～11日 丹丘会有志展(日本画)▷29～31日 森田鎮雄個展(日本画)
- ◆市民体育館(吉成・☎24-5222)▷11日 市社会人バドミントン大会▷18日 バレーボール県体予選(高校・一般)▷22・23日 市中学校選手権大会(22日がバスケットボール、24日が卓球・バレーボール)▷25日 バレーボール学校対抗市予選▷27・28日 国体県予選(少年卓球)▷29日 中学校東部地区大会(バスケットボール)▷31日 国体県予選(青年バレーボール)▷8日 市保育連合会バレーボール大会
- ◆市民プール(吉成・☎24-5222)▷31日 市民体育祭(水泳)
- ◆県立博物館(☎26-8044)▷11日まで 郷土に伝わる仏画展(有)▷27～31日 鉦物展(有) = (有)は有料です =

マイカー通勤は自粛しよう

※休日急患診療所

日曜日や祝日など休日に急病人が出たとき、患者が安心して治療を受けられるようにと、富安1丁目の付属看護学院内(南中学校横)に設けられています。ご利用ください。診療時間は午前9時から午後5時まで

※救急病院

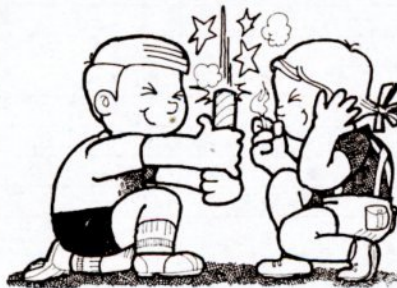
鳥取市の救急病院は次の4病院です。



- ★日赤病院(尚徳町・☎22-6121)
- ★県立中央病院(江津・☎26-2271)
- ★市立病院(幸町・☎23-6211)
- ★星野外科小児科医院(青葉町2丁目 ☎22-5105)

なお、協力病院として鳥取生協病院(末広温泉町・☎24-7251)があります。

- ◆花火遊びをするときは
- ◆バケツに水を用意して
- ◆必ず大人がつきそって……



7月1日現在で、昭和51年果樹基本統計調査を行います。



この調査は、果樹生産の計画的かつ安定的な拡大と果樹経営の改善を図るための資料となるものです。

今月10日までに調査員が回りますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせは市役所3階・企画室(☎219)へ。

▽…ご協力ください…△
果樹基本統計調査

不用犬の引取り



★巡回引取り ▶毎月第2火曜日の午前中=面影・津ノ井・米里・倉田・美徳・大和・神戸;美保地区の順▶毎月第3火曜日の午前中=大正・東郷・豊実・明治・松保・湖南・大郷・末恒・湖山・賀露・千代水地区の順
★上記以外の地区については、鳥取保健所(☎22-5161)で毎週火曜日(午後1時～2時)に引取り。火曜日が祝日にあたる時は翌日。

★相談

◎6・7月の法律相談

(県弁護士会担当)

一満員になり次第締め切ります一

相談日 [7月15日(木)
8月12日(木)

相続・遺産、土地の売買や登記、家族問題などでお困りの方は、市民相談室(☎209)に申し込んでください。(相談料 無料)

◎大阪大学法律相談室

大阪大学法律相談部が、相続、遺産、土地の売買や登記、家族問題などでお困りの方の相談を受けます。お気軽においでください。

(相談料 無料)

▷とき 7月28日(水)午後1時～4時
▷ところ 福祉文化会館5階(西町2丁目)
▷担当 大阪大学法学部・中野教授ほか

◎年金相談所

年金についての色々なご相談に応じています。

▷とき=7月12日(月) 26日(月)
午前10時～午後3時

▷ところ=市役所玄関ホール
▷相談員=鳥取社会保険事務所係官

★募集

◎親子水泳教室

市民体育館では次の通り「親子水泳教室」を開きます。ご参加ください。

- ▷対象=母親と子供(小学3、4年生)
- ▷期間=7月24・25・27・28日の4日間
- ▷時間=午前9時30分～午後4時(午前11時30分～午後1時は昼休憩)
- ▷場所=市民プール(市民体育館うら)
- ▷定員=60人
- ▷受講料=母親、子供とも1人550円(スポーツ障害保険等の経費)。初日に持参。
- ▷申し込み=7月20日(火)午後5時までに市民体育館(吉成・☎24-5222)へどうぞ。



◎剣道教室

市教委員会では、初心者を対象にした「剣道教室」の参加者を募集しています。

▷とき=7月31日(土)から毎週土曜日午後5時～7時(参加者の希望により、実施回数を決めます)

▷ところ=県営鳥取武道館(東町1丁目)
▷申し込み=7月24日(土)までに、県営鳥取武道館内・田中義雄さん(☎26-8038)へ。
▷その他=参加料が500円(7月31日持参)必要で、竹刀は各自が用意してください。